

生駒市規則第 8 号

生駒市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市自転車等放置防止条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市自転車等放置防止条例施行規則（平成 5 年 7 月生駒市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「3,090 円」を「3,140 円」に、「4,110 円」を「4,190 円」に、「1,030 円」を「1,050 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の生駒市自転車等放置防止条例施行規則別表の規定は、令和元年 1 0 月 1 日以後に徴収する移送費及び保管費について適用し、同日前に徴収する移送費及び保管費については、なお従前の例による。